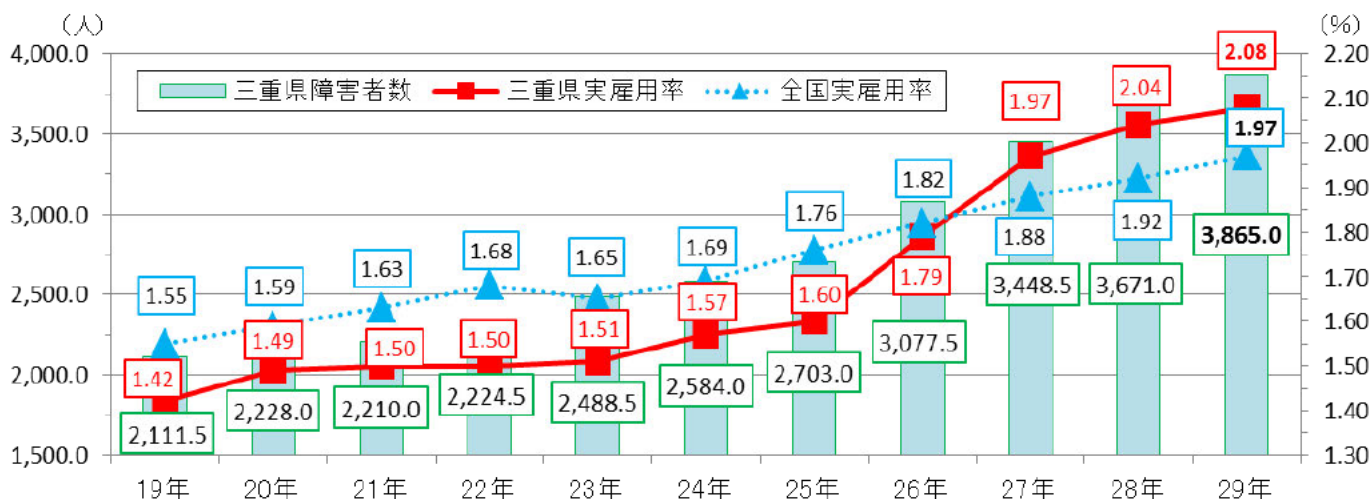


平成 29 年 三重県内企業の障害者の雇用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき平成 29 年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある県内の事業主 1,086 社の状況をまとめたものです。

- 三重県内の民間企業における障害者実雇用率は 2.08%（全国平均：1.97%）
- 法定雇用率達成企業の割合は 61.3%（全国平均：50.0%）



詳しくは、三重労働局のホームページ(<http://mie-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>)をご覧ください。